

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 10 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 73 号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和 32 年岩手県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
(高等学校)					(高等学校)						
第 1 条 県立の高等学校を次のとおり設置する。					第 1 条 県立の高等学校を次のとおり設置する。						
名 称	区 分	課 程 等	学 科	位 置	名 称	区 分	課 程 等	学 科	位 置		
[略]					[略]						
岩手県立釜石工業高等学校		全日制	機械システム科	[略]	岩手県立釜石工業高等学校		全日制	機械システム科	[略]		
		全日制	電気電子科								
		全日制	土木科								
[略]					[略]						
岩手県立久慈工業高等学校		全日制	電子機械科	[略]	岩手県立久慈工業高等学校		全日制	電子機械科	[略]		
		全日制	土木科								
		全日制	建築科								
[略]					[略]						
岩手県立福岡高等学校		全日制	普通科	[略]	岩手県立福岡高等学校		全日制	普通科	[略]		
		全日制	商業科								
		定時制	普通科								
[略]					[略]						
岩手県立一戸高等学校		全日制	普通科	[略]	岩手県立一戸高等学校				[略]		
		全日制	福祉科								
		全日制	総合学科								
(盲学校、 <sup>ろう</sup> 学校及び養護学校)					(特別支援学校)						
第 2 条 県立の盲学校、 <sup>ろう</sup> 学校及び養護学校を次のとおり設置する。					第 2 条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。						
名 称	区 分	部	課 程 等	学 科	位 置	名 称	区 分	部	課 程 等	学 科	位 置
岩手県立盲学校		[略]			[略]	岩手県立盲学校		[略]			[略]
		高等部	全日制	普通科							
			全日制	保健医療科							
			専攻科	理療科							
[略]					[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。